

有価証券報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ラクーン

(E05563)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	13
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産、受注及び販売の状況】	16
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	24
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
(1) 【株式の総数等】	29
① 【株式の総数】	29
② 【発行済株式】	29
(2) 【新株予約権等の状況】	30
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	32
(4) 【ライツプランの内容】	32
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	32
(6) 【所有者別状況】	32
(7) 【大株主の状況】	33
(8) 【議決権の状況】	34
① 【発行済株式】	34
② 【自己株式等】	34
(9) 【ストックオプション制度の内容】	35

2	【自己株式の取得等の状況】	36
	【株式の種類等】	36
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	36
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	36
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	36
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	36
3	【配当政策】	37
4	【株価の推移】	37
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	37
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	37
5	【役員の状況】	38
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	40
	(2) 【監査報酬の内容等】	45
	① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	45
	② 【その他重要な報酬の内容】	45
	③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	45
	④ 【監査報酬の決定方針】	45
第5	【経理の状況】	46
1	【連結財務諸表等】	47
	(1) 【連結財務諸表】	47
	① 【連結貸借対照表】	47
	② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	49
	【連結損益計算書】	49
	【連結包括利益計算書】	50
	③ 【連結株主資本等変動計算書】	51
	④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	52
	【注記事項】	53
	【セグメント情報】	69
	【関連情報】	70
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	71
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	71
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	71
	【関連当事者情報】	71
	⑤ 【連結附属明細表】	73
	【社債明細表】	73
	【借入金等明細表】	74
	【資産除去債務明細表】	74
	(2) 【その他】	75

2	【財務諸表等】	76
(1)	【財務諸表】	76
①	【貸借対照表】	76
②	【損益計算書】	78
	【売上原価明細書】	79
③	【株主資本等変動計算書】	80
	【注記事項】	82
④	【附属明細表】	87
	【有形固定資産等明細表】	87
	【引当金明細表】	87
(2)	【主な資産及び負債の内容】	87
(3)	【その他】	87
第6	【提出会社の株式事務の概要】	88
第7	【提出会社の参考情報】	89
1	【提出会社の親会社等の情報】	89
2	【その他の参考情報】	89
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	90
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月30日
【事業年度】	第18期（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年 4 月	平成23年 4 月	平成24年 4 月	平成25年 4 月	平成26年 4 月
売上高 (千円)	—	8,057,083	9,101,477	9,790,409	10,245,159
経常利益 (千円)	—	116,830	133,318	176,557	248,629
当期純利益 (千円)	—	160,898	109,980	133,939	123,445
包括利益 (千円)	—	165,080	108,924	135,546	123,483
純資産額 (千円)	—	1,131,964	1,227,198	1,344,564	1,545,144
総資産額 (千円)	—	2,658,228	2,628,841	2,837,612	3,228,375
1株当たり純資産額 (円)	—	62,326.00	224.99	246.54	264.17
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	8,859.09	20.19	24.58	21.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	8,703.46	19.57	23.70	21.50
自己資本比率 (%)	—	42.5	46.6	47.3	47.8
自己資本利益率 (%)	—	15.2	9.3	10.4	8.6
株価収益率 (倍)	—	7.4	11.4	24.9	20.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	89,068	89,298	301,711	95,980
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△154,496	△75,496	△98,943	△75,507
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	379,666	△250,081	△181,227	91,635
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	1,071,005	834,726	856,266	968,375
従業員数 (人)	—	108	115	117	121
(外、平均臨時雇用者数)	(一)	(19)	(16)	(14)	(11)

(注) 1. 第15期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首において株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で1株につき300株の株式分割を行いました。第16期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年 4 月	平成23年 4 月	平成24年 4 月	平成25年 4 月	平成26年 4 月
売上高 (千円)	7,642,670	8,001,782	8,908,528	9,490,961	9,878,686
経常利益 (千円)	102,138	76,043	100,874	145,156	173,714
当期純利益 (千円)	108,150	53,666	99,102	125,757	84,582
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	744,900	744,900	744,900	744,900	794,400
発行済株式総数 (株)	9,081	9,081	18,162	18,162	5,844,600
純資産額 (千円)	981,414	1,024,732	1,109,089	1,218,272	1,379,990
総資産額 (千円)	1,999,725	2,491,308	2,457,383	2,640,987	3,001,065
1株当たり純資産額 (円)	108,073.37	56,421.81	203.32	223.36	235.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1,600.00 (—)	1,650.00 (—)	1,000.00 (—)	1,200.00 (—)	4.25 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11,909.51	2,954.90	18.19	23.08	14.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	17.71	22.30	14.85
自己資本比率 (%)	49.1	41.1	45.1	46.1	45.9
自己資本利益率 (%)	11.6	5.3	9.3	10.8	6.5
株価収益率 (倍)	17.05	22.23	12.65	26.52	30.56
配当性向 (%)	13.4	27.9	18.3	17.3	28.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	111,309	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△76,975	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	118,338	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	756,767	—	—	—	—
従業員数 (人)	90	98	101	100	96
(外、平均臨時雇用者数)	(19)	(19)	(16)	(14)	(11)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第14期においては、当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
3. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローおよび現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 平成23年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行いました。第15期の期首において株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で1株につき300株の株式分割を行いました。第16期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成5年9月	東京都狛江市にラクーントレイドサービス（個人事業主）を創業
平成7年9月	有限会社ラクーントレイドサービス（資本金5,000千円）を設立
平成8年5月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする
平成10年8月	過剰在庫品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設
平成12年4月	本社を東京都渋谷区に移転
平成12年7月	ゼロ円スタートを特徴とするオークション販売を開始
平成12年9月	倉庫業務の外部倉庫委託体制を開始
平成12年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞
平成13年11月	本社を東京都中央区の自社倉庫機能付のビルへ移転 これにより自社検品体制へ移行
平成14年2月	新商品及び定番品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」を開設
平成14年9月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始
平成16年7月	本社を東京都中央区内で移転し、同時に物流カスタマーサポートの拠点であるECRセンターを設置
平成16年9月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始
平成18年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年10月	中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）公表
平成19年4月	本社を東京都中央区内で移転し、人員増加への対応及びオフィス業務を効率化
平成19年6月	大阪支社を新設し、西日本エリアの出展企業に対するサポート基盤を強化
平成20年9月	集客用の売れ筋商品を取り扱う企業間取引（BtoB）サイト「バイヤーズナビ」を開設
平成20年10月	事業再編に伴い「オンライン激安問屋」サイトを閉鎖
平成21年2月	「スーパーデリバリー」サイトリニューアル
平成21年5月	「バイヤーズナビ」「スーパーデリバリー」両サービスを統合 「スーパーデリバリー」へ一本化
平成22年11月	株式会社トラスト&グロースの株式100%を取得し、子会社化
平成23年10月	企業間で取引できるBtoB後払い決済サービス「Paid（ペイド）」を開設
平成24年10月	本社を東京都中央区内で移転し、人員増加への対応、経費削減及びオフィス業務を効率化
平成26年3月	企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド型受発注ツール「COREC（コレック）」のサービスを開始

3【事業の内容】

当社グループは、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供する企業グループとして、①EC事業、②売掛債権保証事業を展開しております。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

①EC事業

i. スーパーデリバリー

EC事業の主力事業として、「スーパーデリバリー」という、アパレル・雑貨を全国の中小規模小売店向けに卸販売する企業間取引（BtoB）サイトを運営しております。「スーパーデリバリー」は、主にメーカー（出展企業）と全国の小売店（会員小売店）を繋いでおり、出展企業から仕入れた商品を会員小売店に販売しています。

「スーパーデリバリー」に参加するためには、あらかじめ出展企業もしくは会員小売店としての登録が必要になります。また、「スーパーデリバリー」は出展企業からは毎月一定額の出展基本料を徴収し、会員小売店からは毎月一定額の会費を徴収しております。

(1) マーケットの現状

中小規模小売店は販路拡大を考えるメーカーにとって魅力的なマーケットであるものの、①小売店の信用リスクが比較的高い、並びに②売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

当社グループの運営するサイトにおいては、当社が会員小売店を集客しており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取引を行っている中小規模小売店を当社グループの運営するサイトでの取引に切り替えることで取引の効率化を行えます。

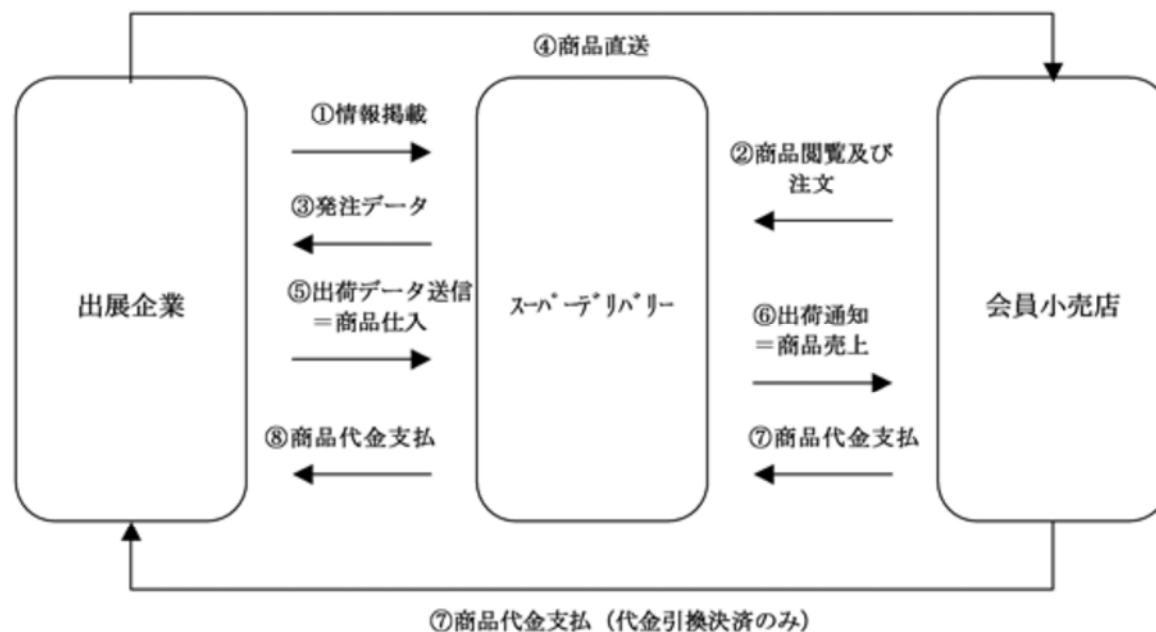
会員小売店は当社グループの運営するサイトを利用することで上記①、②の理由により従来取引が難しかったメーカーと取引を行うことが可能になります。さらに、効率的に多数の出展企業の多様な商品の情報を入手して仕入を行うことや、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減も行えます。

(2) 取引の概要

取引の概要としましては、販売企業が当社グループの運営する「スーパーデリバリー」サイト上に出品することから始まります。出展企業は、サイト上にショッピングモールのように並び、会員小売店と注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ対応を直接行い、商品代金の決済に関しましては当社を介して行う仕組みになっております。

会員小売店は、各出展企業が掲載している商品情報をサイト上で閲覧し、発注を行います。出展企業は「スーパーデリバリー」の出展企業用管理画面により会員小売店からの発注を確認し、会員小売店に商品を直接発送します。商品の発送データは出展企業用管理画面を利用して当社に送信されます。当社は、出展企業からの商品発送データに基づき会員小売店からの代金回収及び出展企業への代金支払いを行っております。会員小売店からの代金回収は、信販、クレジット、掛売り販売あるいは、配送業者の代金引換便を利用した代金回収（こちらは、出展企業が配送業者を通じて会員小売店より代金回収）となっております。なお、掛売り販売につきましては「Paid」の仕組みを利用しております。

商品は出展企業から会員小売店に直送され、当社を経由いたしません。売買契約は出展企業と当社、当社と会員小売店で別個に存在いたします。出展企業が商品を会員小売店に発送し、商品発送データを当社に送信した段階で商品の所有権は出展企業から当社に移転し、同時に当社から会員小売店に出荷通知することで商品の所有権は当社から会員小売店に移転いたします。



(3) サイトの特徴

「スーパーデリバリー」はアパレル及び雑貨のメーカーを中心としたこだわりの商品を持っている企業（出展企業）と、他店との差別化ができる商品を探す小売店が出会い、取引を行うことのできる企業間取引（BtoB）サイトです。

会員小売店は各出展企業との取引に先立って、各出展企業の取引審査を受ける必要があります。具体的には、会員小売店が各出展企業の企業概要、掲載商品等を閲覧し、取引を希望する出展企業に取引開始の申込みを行います。取引開始の申込みを受けた出展企業は会員小売店の店舗概要を閲覧し、取引に応じるか否かの審査を行います。なお、出展企業が出品している商品の販売価格等の詳細な情報は、出展企業から取引許可を受けた会員小売店のみが閲覧できることとなっております。これにより、出展企業は販路の選定ができるとともに、自社が取引を希望する会員小売店のみに卸値等の重要情報の開示を行うことが可能になり、また、メールや電話等で直接、新商品や販促に関する情報などの営業行為を行うことが可能になります。

ii. Paid

「Paid」は、取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスです。加盟企業と全国の中小規模小売店を中心としたPaidメンバーとの間で発生する取引代金の決済をインターネット上に設けた管理画面を通じて行っています。「Paid」に登録されたPaidメンバーに対する取引代金に掛かる請求書の発行から代金の回収及び加盟企業への支払業務を「Paid」が担うことで手数料を徴収しております。また、当該「Paid」は「スーパーデリバリー」に対してもサービス提供を行っております。

(1) ニーズの背景

企業間取引の決済は、昔からの商習慣で「掛売決済」が中心です。「掛売決済」は、購入側のキャッシュ・フローの改善に伴い取引の増加が見込まれることから、購入側と販売側の双方のニーズが高い決済方法です。しかしながら、未回収リスク発生の懸念から与信審査、限度額設定など、慎重な与信管理が必要です。また、請求書の発行、代金回収等の事務コストが相当発生いたします。これらにより、販売側は「掛売決済」の導入に慎重にならざるを得ない状況で、企業間取引が滞る要因になっておりました。

当社グループは、運営する「スーパーデリバリー」に2004年より「掛売決済」を導入し、当社グループが出展企業と会員小売店の決済に介在することで問題を解決し、売上高を大幅に伸ばしました。この実績を背景に、企業間取引の商習慣としての「掛売決済」に対するニーズの高さを認識いたしました。そして、「スーパーデリバリー」で蓄積した企業間取引の決済に関するノウハウと実績を汎用的な企業間取引の決済スキームとして再構築し、「Paid」をスタートいたしました。

「Paid」ではPaidメンバーに対し、あらかじめ一定の与信枠を付与しております。これにより、加盟企業が「Paid」を通して取引代金の決済を行う場合に限り、Paidメンバーに対する与信リスクを排除することが可能になります。さらに、請求書の発行、送付から代金の回収まで「Paid」が行うため、事務管理コスト削減も行えます。

(2)取引の概要

取引の概要としましては、販売企業が当社グループの運営する「Paid」に加盟企業登録を行い、また、購入企業がPaidメンバー登録をあらかじめ行っておく必要があります。加盟企業は、Paidメンバーと注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ対応を従来の取引同様直接行い、取引の決済に関する業務を当社を介して行う仕組みになっています。

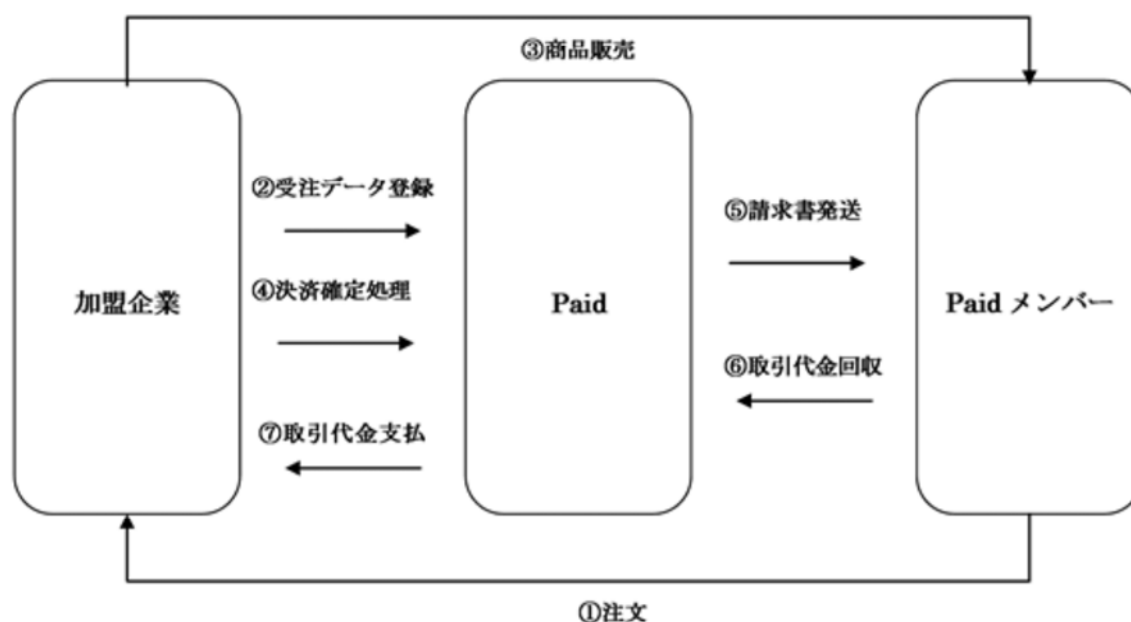
加盟企業はPaidメンバーからの受注後、「Paid」の加盟企業管理画面より受注登録を行います。その後、出荷等により売上が確定された段階で、決済確定処理を「Paid」の加盟企業管理画面より行います。決済確定処理により、加盟企業の取引先であるPaidメンバーに対する売掛債権が「Paid」へ譲渡されます。

「Paid」では、譲渡された売掛債権に対する請求書の発行、送付から代金の回収業務をPaidメンバーに対し行います。なお、Paid内で取引決済された売掛債権は、複数の加盟企業と取引していた場合でも一括にまとめられPaidメンバーに請求されます。一方、加盟企業側もPaid内で確定した取引の決済は、一括で「Paid」から支払いがされます。

また、企業間取引や卸売サイトを運営提供するシステムに「カート連携サービス」を業務提携により導入しております。「カート連携サービス」は、サービスを利用する企業の自社卸サイトにおいて、購入企業が決済時に「Paid」を選択することが可能になります。

なお、「Paid」で発生する決済取引については、Paidメンバーによる当社への支払いにつき子会社である株式会社トラスト&グロースから保証を受けております。

(取引図)



(3)サービスの特徴

「Paid」は、Paidメンバーに対しあらかじめ付与した一定の与信枠を、Paidメンバーが取引を行いたい加盟企業に対し開放したマーケット参加型の決済サービスです。「掛売決済」は、販売企業と購入企業との直接取引で発生する決済方法で、与信枠も取引を行う企業間のみで有効なものでした。

「Paid」では、Paidメンバーの与信枠を参加する加盟企業に開放することで、スピーディかつスムーズな決済取引を実現できることが特徴です。具体的にはPaidメンバーの与信枠は、メンバー登録後、取引をしたい加盟企業に対し、決済設定を「有効」にすることで、取引可能となります。これにより、加盟企業は、取引実績のない新規の販売企業であっても、初回から「掛売決済」で取引を行うことができます。また、購入側であるPaidメンバーも初回から「掛売決済」で取引が実現されることで、キャッシュ・フローが大幅に改善するメリットがあります。

iii. COREC

「COREC」は、企業間取引における受発注をインターネット上で一元管理できるクラウド受発注ツールです。業種を問わずすべてのサプライヤーとバイヤーとの間で発生する受発注業務をインターネット上に設けた管理画面を通じて行います。基本機能は無料で利用できますが、より便利に受注・発注業務をするためのビジネスプランを有料で提供しています。（平成26年8月末までオープン記念キャンペーンとして無料で提供）

(1) ニーズの背景

日本の企業間取引における受発注は未だに電話やFAXが多く利用されています。電話やFAXによる受発注は、データをシステムに登録するための処理作業に多くの時間をとられていることや、登録する際にミスや漏れが発生するという課題があります。そのため、受発注業務のシステム化にメリットを感じたバイヤー、サプライヤーの各々が、これまででもEDIの導入や、卸サイトの開設等、システム化を進めてきました。しかしながら、システム化には導入コストやシステム担当者の必要性、取引先の同意など複数のハードルが存在し、導入が広がっていないのが現状です。

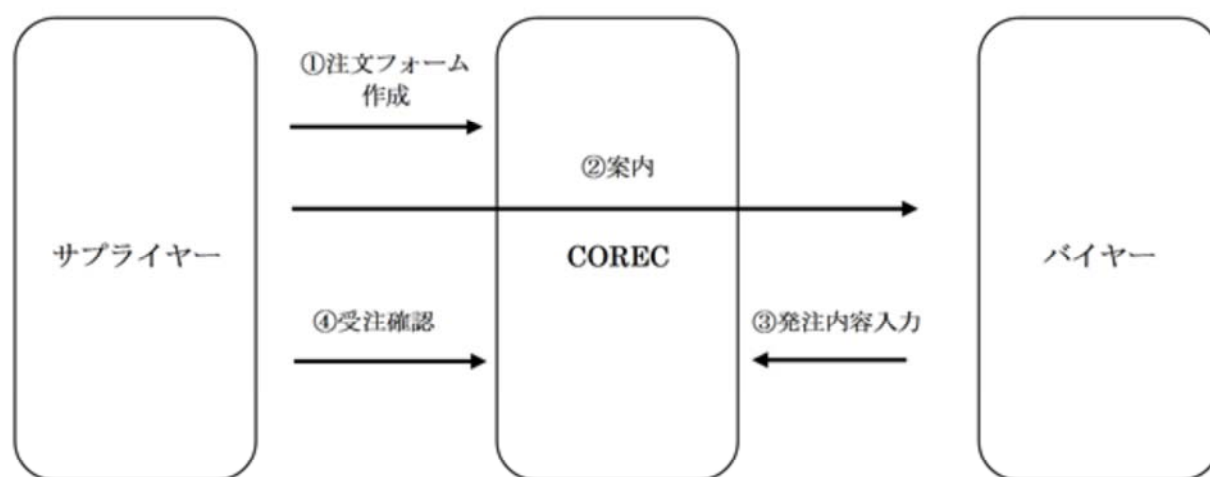
「COREC」はこうした課題を解決しバイヤー、サプライヤー双方のニーズを同時に満たしています。中小企業から大企業まで規模問わず、受発注をよりスムーズに行えるよう開発したサービスです。また、クラウドサービスのためサプライヤー、バイヤーともに導入ハードルが低くすぐに利用することができます。

(2) 取引の概要

「COREC」は簡単な登録だけですぐに利用できるサービスです。取引の概要としましては、発注を希望するバイヤーは「COREC」にメールとパスワードを登録しアカウントの作成を行います。次に管理画面から、サプライヤーが用意した発注フォームに内容を入力、発注ボタンを押すと相手の管理画面に発注書として送信されます。送信と同時に、サプライヤーに対しては受注メール、バイヤー自身に対しては発注確認メールが送られます。なお、発注したいサプライヤーが「COREC」を利用していない場合でも利用は可能です。その場合は「COREC」で予め用意してある発注書に内容と取引先の情報を入力し、送信手段（メール・FAX）を選択し、発注ボタンを押すと「COREC」から発注書が相手に届けられます。バイヤー側はサプライヤーが「COREC」のメンバーであるかどうかにかかわらず、自身の発注をすべてWeb上で管理することが可能で、また、いつでもどこでもデータをダウンロードしたり、再発注をしたりできるようになります。

一方、バイヤーとの受注データを「COREC」で管理したいサプライヤーもバイヤー同様、メールとパスワードを登録しアカウントの作成を行います。アカウント作成後、サプライヤーはまず始めに受注用のページを作成します。受注ページは会社名や取引先に伝えたい情報等を入力し、注文に必要な項目を選択するだけで完成します。なお、定番の商品があるサプライヤーは商品情報の登録が可能です。受注ページが完成すると、メール配信機能や見積書を送信する機能を使ってバイヤーに案内を行います。案内を受けたバイヤーは会員登録なしでサプライヤーが作成したフォームから発注を行うことができます。こうして案内を通じてバイヤーから次々と受注が集まり、Web上で全ての受注データを管理できるようになります。

（取引図）



(3) サービスの特徴

「COREC」は基本機能を無料とし、クラウド型とすることで幅広いユーザーへの提供を展開していきます。無料プランで圧倒的な会員数を獲得し、サービスを利用していくうちに必要となる有料機能をオプションとして利用できるビジネスプランを、バイヤー、サプライヤーに提供します。

また、ユーザー数（バイヤーおよびサプライヤー数）は自己増殖サイクルで増加していくことが特徴です。具体的には、バイヤーが「COREC」から送信する発注書には「COREC」の広告の記載があり、取引先であるサプライヤーは発注書を受け取ることで結果的に「COREC」を認知します。サプライヤーは、広告から「COREC」が自社と取引のある他のバイヤーにも使える利便性の高いツールであると理解し、会員となり、メール配信機能や見積書を送信する機能を使って他のバイヤーに案内を行います。この案内を受け取ったバイヤーは同じように他のサプライヤーにも使える利便性の高いツールであることを理解し会員となります。無料で気軽に利用ができることと、バイヤー、サプライヤー双方に利用メ

リットのあるサービスであることが、このサイクルの動力となり、比較的広告費をかけずに自然とユーザー数が増加していきます。

②売掛債権保証事業

子会社である株式会社トラスト&グロースにおいて、売掛債権保証事業を行っております。売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証額を支払うサービスとなっております。当該、売掛債権保証事業は、E C事業の「Paid」に対してもサービス提供をしております。

(1) ニーズの背景

事業会社は、商取引を行う際、取引先企業に対する与信リスクの懸念が発生いたします。与信リスクの回避には、取引先企業の与信管理が重要になりますが、自社で管理するには、与信管理業務はコスト負担の重いこと、さらに、取引先企業の売掛債権が倒産等により未回収となる可能性もあるため、事業会社は慎重にならざるを得ず、積極的に取引先の拡大を実施したくても、なかなか難しいのが現状です。

本サービスは、事業会社が株式会社トラスト&グロースと保証契約を締結することで、事業会社の取引先の売掛債権に回収不能が発生した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト&グロースが保証金額を支払うサービスであります。当該サービスの利用により、保証契約を締結した事業会社は、貸し倒れリスクの排除が可能になり、また同時に、与信のアウトソーシングと債権回収業務を削減することができます。取引先企業に対する信用リスクを最小化できることで、事業会社は、取引の活性化を実現することが可能になります。

(2) 取引の概要

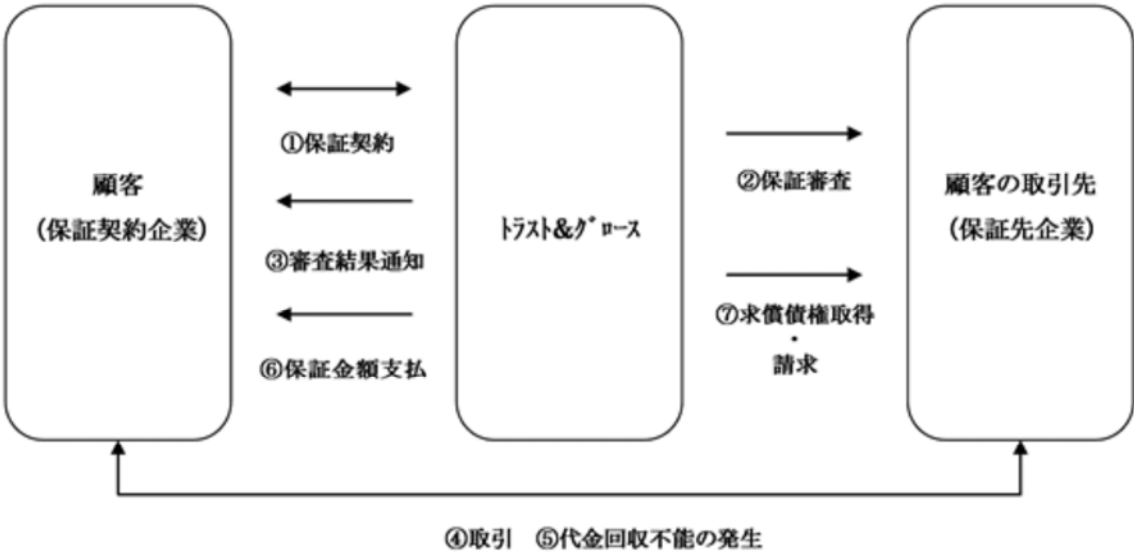
取引の概要としましては、事業会社が当社グループの株式会社トラスト&グロースと保証契約を締結することから始まります。

保証契約締結後、株式会社トラスト&グロースは、保証契約企業の依頼に基づき、取引先企業の保証審査を行います。保証審査は、情報提供会社から入手した情報と、株式会社トラスト&グロースで蓄積したデータベースや過去の経験値等に基づき、保証引き受けが可能かどうかの判断を行い、審査結果を保証契約企業へ通知いたします。

保証契約企業は、審査通過した取引先企業に対する売掛債権の保証を株式会社トラスト&グロースに依頼します。なお、保証依頼により、保証料が発生いたします。

保証先企業の売掛債権に代金回収の不能が発生した場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に株式会社トラスト&グロースより、保証契約企業に対し保証金額が支払われます。これにより、株式会社トラスト&グロースは保証履行をした保証先企業に対する求償債権を取得いたしますので、保証先企業に対し請求を行います。

(取引図)

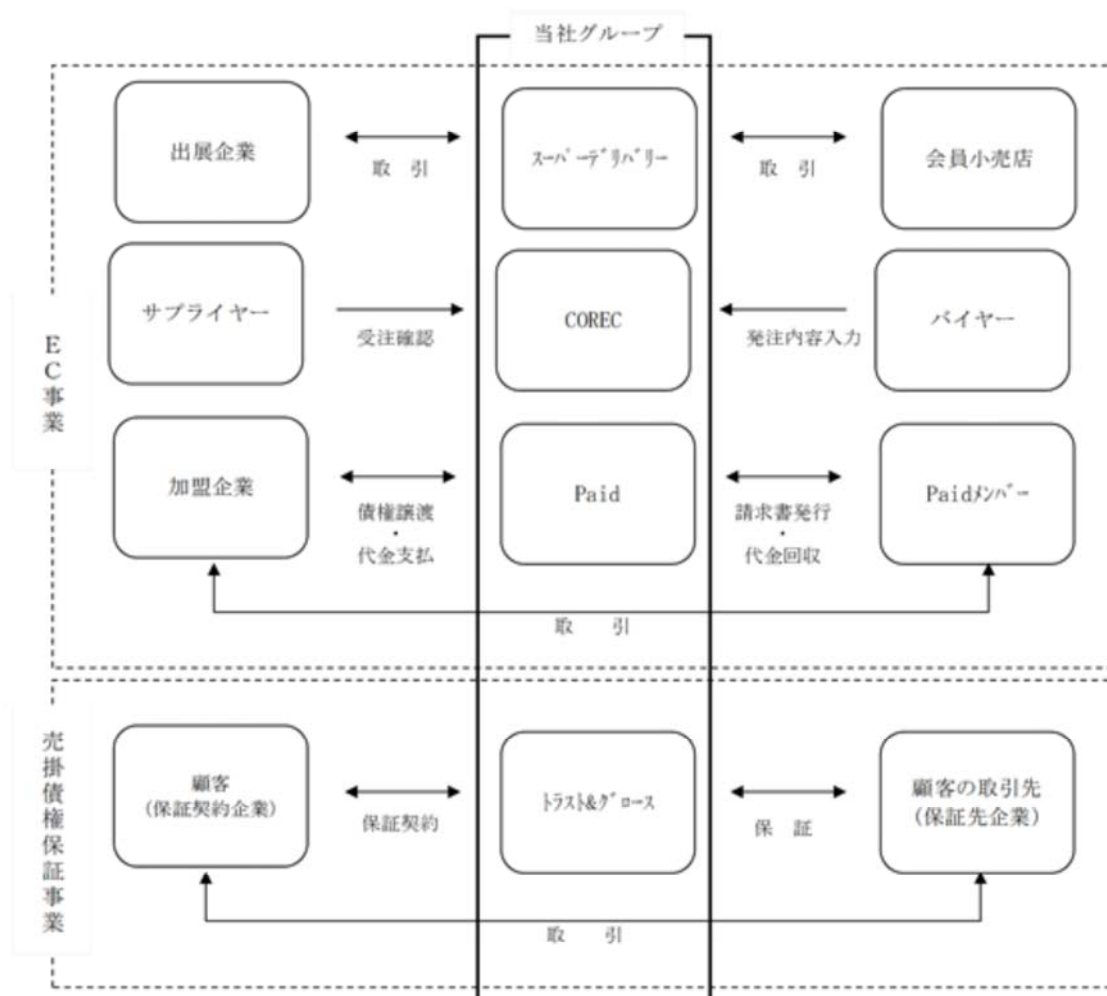


(3) サービスの特徴

株式会社トラスト&グロースのサービスは、特に中小企業に対する売掛債権保証を強みとしていることから、当該サービスは、取引先に中小企業を抱える多くの企業に利用されております。

商品は、保証依頼企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、各種取り揃えております。その中から、事業会社は保証の規模や、期間、予算等に応じて自由に選択することができます。

(事業系統図)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社トラスト&グロース	東京都中央区	300,000	売掛債権保証事業	100	売掛債権の 保証サービスを利用 役員兼任5名 (うち当社従業員1名)

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	96(11)
売掛債権保証事業	25(一)
合計	121(11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
96(11)	32.6	5.7	5,484,226

セグメントの名称	従業員数(人)
EC事業	96(11)
合計	96(11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()外数は、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成25年5月1日～平成26年4月30日）におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策等の効果により、企業業績や個人消費に改善が見られ、景気は回復傾向で推移いたしました。しかしながら、海外景気の下振れや、円安による資源・エネルギー価格の高騰、消費税増税に伴う景気の停滞が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループはEC事業と売掛債権保証事業の事業規模の拡大に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における売上高は10,245,159千円（前年同期比4.6%増）となりました。なお、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその後の反動減が当連結会計年度にかけ若干見受けられましたが、通期業績に与える影響は軽微に留まりました。

利益面におきましては、売掛債権保証事業においては営業力強化のために人員を増加したことで人件費が増加しましたが、その他の販売費及び一般管理費が抑制されました。一方で、ソフトウェアの減損に伴う減損損失17,222千円を特別損失に計上しております。

この結果、営業利益247,644千円（前年同期比36.6%増）、経常利益248,629千円（前年同期比40.8%増）、当期純利益123,445千円（前年同期比7.8%減）となりました。

なお、当連結会計年度において法人税等調整額として84,076千円を計上しておりますが、これは、主に繰越欠損金に係る繰延税金資産74,592千円が減少したことによるものです。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①EC事業

EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことに取り組んでおります。

当連結会計年度での具体的な取り組みといたしましては、平成25年9月25日より、POSレジアプリ「ユビレジ」を提供する株式会社ユビレジと提携しました。システム連携により、会員小売店は「スーパーデリバリー」で仕入れた商品の情報を「ユビレジ」に自動的に取り込むことができ、スムーズな販売活動を行うことが可能になりました。

また、平成25年10月28日より、卸価格を表示せず商品情報だけを閲覧できるカタログページ「catalog view（カタログビュー）」の提供を開始しております。通常、「スーパーデリバリー」は仕入れ専用サイトとして卸価格や仕入れに関する情報を中心としたページになっていますが、「catalog view」では「スーパーデリバリー」に掲載されている商品を店頭で一般消費者も閲覧できるよう、卸価格を伏せた状態にし、商品情報を中心に表示したページとなっています。会員小売店は店頭でパソコンまたはタブレットにて顧客と一緒に「catalog view」を閲覧し、受注を取ることができます。また、商品を掲載している出展企業側も、展示会や商談時に自社カタログとして「catalog view」を活用した取引が可能となります。

さらに、平成25年11月18日より、商品ごとの「売れ行き状況」がわかる機能の提供を開始しております。これは、「スーパーデリバリー」の中で「どの商品がどの時期にいくら売れたのか」というデータを公開するものです。現在約45万点の商品を取り扱っている「スーパーデリバリー」で、会員小売店が仕入れを行う際の判断材料が増え、ネットを利用した仕入れを活性化させる効果があると見込んでおります。

こうした取り組みは、いずれも無料にて提供しているサービスですが、会員小売店と出展企業が積極的にサービスを活用することで「スーパーデリバリー」の利便性を実感でき、結果的に商品売上増加に寄与していくことに期待しております。なお、スマートフォンやタブレット端末を利用したサービスの提供は、小売店からのニーズの増加が見込まれることから今後も積極的に進めていきたいと考えております。

この結果、「スーパーデリバリー」の商品売上高は9,240,002千円（前年同期比4.1%増）となりました。なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数40,441店舗（前期末比3,901店舗増）、出展企業数948社（前期末比13社減）、商材掲載数453,115点（前期末比83,396点増）となりました。

一方、「Paid」におきましては、BtoBのeコマースに関わる企業との共同セミナーの開催を通じて、引き続き加盟企業とPaidメンバーの増加を図ることで取扱高を順調に伸ばしました。

また、平成26年3月17日よりサービス提供を開始いたしましたクラウド受発注ツール「COREC」におきましては、知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しました。なお、当連結会計年度末におけるユーザー数は384社となりました。

この結果、EC事業の売上高は9,878,686千円（前年同期比4.1%増）、セグメント利益は142,048千円（前年同期比12.8%増）となりました。

②売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。

この結果、保証残高（連結グループ内の保証残高761,363千円を含む）は4,688,725千円（前期末比27.1%増）となりました。売掛債権保証事業の売上高は501,935千円（前年同期比18.7%増）、セグメント利益は71,726千円（前年同期比100.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は968,375千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における営業活動による資金の増加は95,980千円（前年同期比205,731千円の資金の減少）となりました。この主な要因は、取引量の増加に伴い売上債権が356,066千円増加した一方で、税金等調整前当期純利益を231,407千円計上及び仕入債務が176,091千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における投資活動による資金の減少は75,507千円（前年同期比23,436千円の資金の増加）となりました。この主な要因は、ソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出が71,041千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度末における財務活動による資金の増加は91,635千円（前年同期比272,863千円の資金の増加）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が85,744千円発生した一方で、短期借入金の借入による収入が200,000千円発生したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは「EC事業」において、アパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から販売までの期間が短期間のため記載を省略しております。

また、「売掛債権保証事業」において、該当事項はありません。

(3) 販売実績

①当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1 日 至 平成26年 4月 30日)	前年同期比 (%)
EC事業 (千円)	9,878,686	104.1
売掛債権保証事業 (千円)	366,472	122.4
合計 (千円)	10,245,159	104.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②EC事業の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別	当連結会計年度 (自 平成25年 5月 1 日 至 平成26年 4月 30日)	前年同期比 (%)
商品売上 (千円)	9,240,002	104.1
会員小売店向け売上 (会費) (千円)	251,367	99.2
出展企業向け売上 (基本料等) (千円)	329,724	98.1
その他 (千円)	57,591	250.3
合計 (千円)	9,878,686	104.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

①新規事業の展開について

当社グループの企業間取引事業は、過剰在庫品の卸サイト「オンライン激安問屋」（平成20年10月事業再編に伴いサイトを閉鎖）からスタートし、平成14年2月には、現在の主力事業となっているアパレル・雑貨の卸サイト「スーパーデリバリー」を開始しました。その後、平成22年12月に売掛債権保証事業を営む「株式会社トラスト&グローブ」の子会社化により、グループ経営体制へ移行しました。

これを機に「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとして掲げ、企業間取引を効率化するためのインフラサービス事業としての総合サービス化を進めてきました。グループで緊密な連携を行うことやお互いのリソースを相互に投入することで、それぞれの事業規模の拡大を図りながら様々なシナジー効果を期待し、新規事業の開発に取り組み、平成23年10月にBtoBクラウド型決済サービス「Paid」のサービス提供を開始しました。

更に、企業間取引のインフラサービス事業としての総合サービス化への転換を図っていくことをより明確化するために、平成26年1月に当社の経営理念を「企業活動を効率化し便利にする」に変更いたしました。そして、平成26年3月にはクラウド受発注ツール「COREC」が新規事業としてスタートしています。

今後も、「グループビジョン」及び「経営理念」に沿って、企業間取引にかかる様々な周辺業務に対し、新しい切り口でサービスを提供していく方針です。

②E C事業（スーパーデリバリー）

a. コスト構造の改革

「スーパーデリバリー」はアパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトです。

サービス開始（平成14年2月）時点は、まだ企業間電子商取引の歴史は浅く、インターネットを介して商品を卸す、仕入れるという取引が従来の商習慣には存在しないものであったことから、インターネットを介して商取引を行うことに抵抗感がある企業や小売店が多数いました。事業の成長には、企業や小売店の抵抗感や懸念を払拭することが必要不可欠であるとの認識から、企業や小売店に対するフォローやサポートを充実させることで抵抗感や懸念を取り除いてきました。

サービス開始から10年以上経過した現在において、インターネットを介して商品を卸す、仕入れることに対する抵抗感や懸念が払拭されたわけではありませんが、「スーパーデリバリー」の成長とともに新しい商習慣として根付いてきたことを実感しております。今後も、今まで以上に「スーパーデリバリー」のユーザビリティの向上を図ってまいります。同時に、上記を背景にサイトを運営する当社側業務の自動化、効率化の推進を図り、コスト構造改革にも取り組んでまいります。

b. 仕入先としての安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」は新規顧客の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引拡大が中長期的な当社グループの事業規模の拡大につながると考えております。

平成26年4月末現在、会員小売店数は40,441店舗となっております。しかしながら、全ての会員小売店が毎月商品を購入しているわけではないことから、既存会員小売店の安定的な取引を拡大していく必要があります。具体的には、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。

c. 掲載商品に関する法的リスクの管理

「スーパーデリバリー」の取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や加工食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社グループでは掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

③E C事業（Paid）

a. 参加企業の拡大

「Paid」の取引額の増加には、取引を行う加盟企業とPaidメンバーの増加が必要であると考えております。そのため、広告宣伝費の投入及び企業間取引や卸売サイトの運営会社との業務提携を積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めていく方針です。

④売掛債権保証事業

a. 事業規模の拡大

売掛債権保証事業は保証残高の拡大により、保証料収入を増加させることが事業規模の拡大につながると考えております。当社グループでは、保証残高を積極的に積み上げ、事業規模の拡大を図ってまいります。そのために、人員を増加し、営業力の強化を図りながら、様々な企業と業務提携契約を締結することにより、販売チャネルを拡充し、営業基盤の拡大に努める方針です。

b. 審査精度の向上

売掛債権保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく適切な保証引受審査を行うことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業に対する審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後も継続的に審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。

c. 利益の安定性

売掛債権保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であります。この影響により、1件あたりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、保証先企業に対する審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生インパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在における当社グループの経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現することを保証するものではありません。

I 事業内容について

(1) 「スーパーデリバリー」

①事業拡大の前提条件について

「スーパーデリバリー」はインターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトであり、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店を中心とした会員小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、ニーズの高い出展企業の獲得及び出展企業1社の出品する商材掲載数の増加が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、客単価やリピート率の向上といった稼働率の高い小売店を顧客として多数獲得することが必要になります。したがって、質の高い会員小売店及び出展企業を獲得し、商材掲載数を拡大するとともに、会員小売店の継続利用を促すことが当社グループの事業規模拡大のための前提条件になります。そのため、質の高い会員小売店、出展企業の獲得及び商材掲載数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

②与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより、会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」を利用するメリットのひとつとなっておりますが、一方で出展企業は当社グループに対する与信リスクを負担しております。したがって、当社グループの財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないことになります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があり、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

③出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

i 「スーパーデリバリー」の出展企業からの安定的収益として毎月定額の出展基本料を徴収しております。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出展企業数が減少した場合においては出展基本料売上高が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

ii 販売先である中小規模小売店は、審査通過後に会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社グループの業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上高が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

上記 i 及び ii の事態が長期化した場合は、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

④会員小売店に対する売上債権の管理について

「スーパーデリバリー」において商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理が重要になります。「スーパーデリバリー」では、会員小売店からの代金回収方法としては、掛売り取引の他、信販もしくはクレジット、代金引換便を利用した回収方法を用いております。信販、クレジットにつきましては、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当該事業及び当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、掛売り取引については、「Paid」の仕組みを利用し当社グループの株式会社トラスト&グロースが保証を行っておりますのでグループ全体で考えた場合は実質的には会員小売店に対する貸し倒れリスクを全て負担していることになります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤外部環境について

i 企業間電子商取引の普及の可能性について

当社グループは、「スーパーデリバリー」という企業間取引（BtoB）サイトを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。企業間電子商取引は、これまでインターネットの普及及び利用者の増加を背景に拡大を続けてきました。当社グループではこの傾向は今後も継続していくとの考えですが、同市場は歴史は浅く、また成長過程にあることから普及に関しての将来予測を行うことは困難な状態であります。そのため、今後もこれまでと同様に普及が進展する保証はなく、新たな規制の導入等、同市場の成長が阻害されるような状況が発生した場合においては、当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

ii 中小規模小売店のマーケット規模について

当社グループは「スーパーデリバリー」を通して、中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。「スーパーデリバリー」のターゲットとなる中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成24年経済センサス（総務省統計局）によると「アパレル」及び「雑貨」のマーケット約27兆円（注）のうち、従業員が9名以下の中小規模小売店の占める割合は37.2%程度であります。「アパレル」及び「雑貨」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社グループは、インターネットによる仕入取引の拡大に期待しております。新規開業者はインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「雑貨」を取り扱う中小規模小売店のマーケット（小売店数、取引金額等）が当社グループの想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社グループの事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）経済センサスには「アパレル」及び「雑貨」という区分が存在しないため、小売業の「産業分類細分類」の中で、当社グループの取扱のある分類をピックアップし集計しております。

iii 競合について

当社グループは、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨のメーカーを中心とした出展企業から仕入れた商品を、全国の中小規模小売店に対して販売しております。運営開始以来、当社グループでは、インターネットによる卸販売特有のノウハウ及びシステム開発力等により他社との差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、商品の品揃えの充実化等に取り組むことで、競争力の向上に努めております。また、購入客数や客単価、リピート率の向上といった既存会員小売店の稼働率アップや、小売店からのニーズのより高い出展企業の獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といった質の向上にも取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社グループと同様にインターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトを運営しサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 「Paid」

①事業拡大の前提条件について

「Paid」は、取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスです。売り手である加盟企業が、買い手であるPaidメンバーとの間で発生した取引内容や金額を、インターネット上に設けた管理画面に入力したり、企業のシステムからデータ送信をすることにより決済を行っております。

「Paid」では、Paidメンバーに対し、一定の与信枠を付与しております。これにより、加盟企業が「Paid」を通して取引代金の決済を行う場合に限り、Paidメンバーに対する与信リスクを排除することが可能になっております。

事業規模拡大のためには、「Paid」内での活発な決済取引及び取引金額の増加が必要になります。決済に特化したマーケットである「Paid」は加盟企業とPaidメンバーの数が増えれば増えるほど、取引できる相手先が増え、利便性が高まり、活発な決済取引が行われると考えております。したがって、決済取引量及び金額の向上のためには、「Paid」に参加する加盟企業とPaidメンバーの数を増やすことが必要になります。そのため、「Paid」に参加する加盟企業とPaidメンバーの獲得が順調に行われない場合や、マーケット内での決済取引が活発に行われない場合においては、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

②Paidメンバーに対する売掛債権の管理について

「Paid」内で決済取引を行うPaidメンバーは比較的小規模で与信リスクの高い企業及び事業主が多いため、Paidメンバーに対する与信管理が重要になります。「Paid」では、Paidメンバーからの代金回収方法としては、当社グループの株式会社トラスト&グロースの保証を受けることで回収の確実化を図っております。しかしながら、グループ全体で考えた場合は実質的にはPaidメンバーに対する貸し倒れリスクを全て負担していることになります。当社グループでは、中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(3)CORECの事業拡大の前提条件について

「COREC」は、業種を問わずすべての企業間取引における受発注をインターネット上で一元管理できるクラウド受発注ツールです。取引先ごとに異なる受発注手段でも、「COREC」を通すことで一つにまとめ、サプライヤー、バイヤーの双方の受発注にかかるコスト削減と効率化に貢献するサービスです。

サプライヤー、バイヤーともに基本機能は無料で利用できますが、より便利に受注・発注することができる機能が使えるビジネスプラン(有料)を用意しています。事業規模拡大のためには、サプライヤー、バイヤーの増加に加え、獲得したサプライヤー、バイヤーをビジネスプランに誘導することが必要になります。より便利に使える機能をビジネスプランに追加していくことで、誘導を図ってまいります。誘導が順調に行われない場合や、そもそものサプライヤー、バイヤーの獲得増加が進まない場合、当社グループの業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

(4) 売掛債権保証事業

①収益構造について

売掛債権保証事業は、顧客である事業会社から徴収する売掛債権の保証料を売上高として計上し、保証を引き受けた結果発生するコスト(保証履行や貸倒等の費用)を差し引いた金額が売上総利益となっております。顧客の保証ニーズは保証履行が増加するような景気が悪化する経済環境において高まります。こうしたことから、当社グループでは、売掛債権保証事業は、保証残高を積み上げるとともに、保証履行の発生率を適切にコントロールすべく、適切な保証引受審査を行うことがビジネスモデル上、重要であると考えております。

そのため、日々の営業活動を積極的に行うことで保証残高を積み上げることに尽力する一方で、保証履行を適切な水準に抑えるために、保証先企業の審査基準についても適時に見直しを行い、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めております。また、事業会社から徴収する保証料についても、同様にこれまでの保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させ、随時見直しを行っております。しかしながら、想定する以上の保証履行が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

売掛債権保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証額を支払うサービスであります。サービス開始以来、特に中小規模の企業に対する売掛債権保証を強みとしたサービスの提供により、他社との差別化を図ってまいりました。また、保証先企業を数社単位で引き受け、保証限度枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、商品を各種取り揃えることで事業会社のニーズに即したサービス提供に努めております。

しかしながら、同様に事業会社向けに売掛債権保証を行う競合企業や類似した債権保証に係るサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

II 事業体制について

(1) システム開発及び運用・管理の体制について

当社グループでは、現在、主に自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。事業の多くはインターネットを通じて取引を行うため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上重要であります。したがって、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行うことができなかった場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社グループの業務運営に支障をきたす可能性があります。

(2) システム障害について

当社グループの事業の多くはインターネットを通じて取引を行っております。そのため、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては事業の全体、あるいはその一部が中断され、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社グループでは、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行うことができない状態になった場合においても当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(3) 災害に関するリスク

当社グループは、東京都中央区に本社を置き、グループ全体の経営管理体制機能を集約しております。そのため、大規模な自然災害やその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が、本社エリアに発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、「利便性・専門性・先進性を追求した今までにない企業間取引のインフラを創造する」ことをグループビジョンとしており、今後も、企業間取引にかかる分野の新規事業の開発等に積極的に取り組んでいく方針です。そのため、新規事業の開発にかかる人材、システム、広告等に対する追加的な支出の発生及び事業が安定して収益を生み出すまでにはある程度の時間がかかることが予想されます。この影響により、当社グループ全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。また、新規事業が当社グループの想定どおりに推移する保証はなく、その場合は当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

さらに、予期せぬ環境の変化等により新規事業が当社グループの期待どおりの成果をあげられなかった場合においても当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

Ⅲ 法的規制について

（１）当社の事業を取り巻く法的規制について

ＥＣ事業の主力事業である「スーパーデリバリー」では、取り扱う商品の中で一部①～②の様な法規制を受ける商品が存在しております。

①ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意し、必要に応じてインボイス等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

また、並行輸入品も含めた海外ブランド品の取り扱いに関しましては、別途真正商品である旨、偽ブランド品や知的財産権侵害商品を取り扱った場合には出展企業が責任を取る旨の誓約書の提出を求めることで関連法規・法令等の遵守に努めております。しかしながら、販売した商品に万が一、上記記載の知的財産権等を侵害するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

②医薬部外品、化粧品、加工食品等の販売について

「スーパーデリバリー」の取り扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、加工食品（健康食品を含む）は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社グループは、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」）及び「加工食品などの出展に関する特則」を規定し、関連法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社グループ内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社グループがその責任を問われかねず、この場合当社グループに対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品の表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示

なお、売掛債権保証事業及び「Paid」については、売掛債権保証事業は、「保険業法」上の保険業、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の債権管理回収業、「金融商品取引法」上の金融商品取引業、及び「貸金業法」上の貸金業のいずれにも該当いたしません。また、「Paid」についても、「割賦販売法」上の包括信用購入あっせん、「貸金業法」上の貸金業、及び「銀行法」上の為替取引のいずれにも該当いたしません。したがって監督官庁は存在せず、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、これらの事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

（２）取引先情報の管理体制について

当社グループは、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取り扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社グループでは、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社グループの社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

IV その他

(1) ストック・オプションについて

当社グループは、取締役・監査役及び従業員の経営参画意識高揚のために会社法第236条、第238条及び第240条の規定にしたがって、平成23年7月8日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権（以下、「ストック・オプション」といいます）を付与しております。また、今後に関しましてもストック・オプションの付与を行う可能性があります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社グループ株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、平成26年4月30日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は505,500株（発行済株式数に対して8.6%）となっております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

当連結会計年度における売上高は、10,245,159千円（前年同期比4.6%増）を計上しました。

セグメント別の売上高は、E C事業においては前年同期比4.1%増の9,878,686千円を計上しております。

主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことに取り組んでおります。

当連結会計年度での具体的な取り組みといたしましては、平成25年9月25日より、POSレジアプリ「ユビレジ」を提供する株式会社ユビレジと提携しました。システム連携により、会員小売店は「スーパーデリバリー」で仕入れた商品の情報を「ユビレジ」に自動的に取り込むことができ、スムーズな販売活動を行うことが可能になりました。

また、平成25年10月28日より、卸価格を表示せず商品情報だけを閲覧できるカタログページ「catalog view（カタログビュー）」の提供を開始しております。通常、「スーパーデリバリー」は仕入れ専用サイトとして卸価格や仕入れに関する情報を中心としたページになっていますが、「catalog view」では「スーパーデリバリー」に掲載されている商品を店頭で一般消費者も閲覧できるよう、卸価格を伏せた状態にし、商品情報を中心に表示したページとなっています。会員小売店は店頭でパソコンまたはタブレットにて顧客と一緒に「catalog view」を閲覧し、受注を取ることができます。また、商品を掲載している出展企業側も、展示会や商談時に自社カタログとして「catalog view」を活用した取引が可能となります。

さらに、平成25年11月18日より、商品ごとの「売れ行き状況」がわかる機能の提供を開始しております。これは、「スーパーデリバリー」の中で「どの商品がどの時期にいくら売れたのか」というデータを公開するものです。現在約45万点の商品を取り扱っている「スーパーデリバリー」で、会員小売店が仕入れを行う際の判断材料が増え、ネットを利用した仕入れを活性化させる効果があると見込んでおります。

こうした取り組みは、いずれも無料にて提供しているサービスですが、会員小売店と出展企業が積極的にサービスを活用することで「スーパーデリバリー」の利便性を実感でき、結果的に商品売上の増加に寄与していくことに期待しております。なお、スマートフォンやタブレット端末を利用したサービスの提供は、小売店からのニーズの増加が見込まれることから今後も積極的に進めていきたいと考えております。

この結果、「スーパーデリバリー」の商品売上高は9,240,002千円（前年同期比4.1%増）となりました。一方、「Paid」におきましては、BtoBのeコマースに関わる企業との共同セミナーの開催を通じて、引き続き加盟企業とPaidメンバーの増加を図ることで取扱高を順調に伸ばしました。

また、平成26年3月17日よりサービス提供を開始いたしましたクラウド受発注ツール「COREC」におきましては、知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しました。

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。

この結果、保証残高（連結グループ内の保証残高761,363千円を含む）は4,688,725千円（前期末比27.1%増）となりました。売掛債権保証事業の売上高は501,935千円（前年同期比18.7%増）となりました。

②売上総利益

上記の諸要因により、売上総利益は、1,770,138千円となり、売上総利益率は、17.3%となりました。

③販売費及び一般管理費

売掛債権保証事業においては営業力強化のために人員を増加したことで人件費が増加いたしました。その他の販売費及び一般管理費が抑制されました。その結果、販売費及び一般管理費は、1,522,494千円、売上高に対する比率は14.9%となりました。

④営業利益、経常利益、当期純利益

上記の諸要因により、営業利益は247,644千円となりました。経常利益は、248,629千円となりました。なお、ソフトウエアの減損に伴う減損損失17,222千円を特別損失に計上しております。また、繰越欠損金に係る繰延税金資産74,592千円が減少した影響により、法人税等調整額を84,076千円計上しております。この結果、当期純利益は123,445千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2[事業の状況]3[対処すべき課題]及び4[事業等のリスク]」をご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループでは企業間取引のインフラを創造していくことで企業集団の成長、拡大を行ってまいります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。また、当社グループは、企業間取引を効率化するためのインフラサービス事業としての総合サービス化への転換を図っており、新規事業についても積極的に取り組んでまいります。

①EC事業

「スーパーデリバリー」については、引き続き「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでまいります。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得することにより、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

当社グループでは、本来、企業間取引（BtoB）は、「仕入取引」であるため、継続的な取引が中心であると考えております。そのため、「スーパーデリバリー」も、継続的な取引を拡大させることが重要な要素であると認識し、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていく方針です。これに加え、今後は、クオリティを落とさずにターゲットを拡大させる施策による商品売上高の増加も取り組んでまいります。

「Paid」については、引き続き知名度の向上及び加盟企業とPaidメンバーの獲得に注力してまいります。特に、稼働率が高く、利便性の高い「Paidカート連携サービス」の導入が見込める加盟企業を獲得するための施策に取り組んでまいります。また、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努めてまいります。

サービス開始から間もない「COREC」におきましては、知名度の向上及びユーザーの獲得に注力してまいります。「COREC」はサプライヤー、バイヤーともに基本機能は無料で利用できるサービスです。そのため、事業規模の拡大にはより多くのユーザーがビジネスプラン（有料）を利用することが必要になります。より便利に使える機能を追加していくことで無料プランからビジネスプランへの誘導を促進してまいります。

②売掛債権保証事業

売掛債権保証事業については、保証残高を拡大することで、保証料収入を増加させ事業拡大に努める一方で、審査精度の向上に努めてまいります。また、インターネットを活用したサービス提供のためのシステム投資にも努め、クライアントの利便性向上を図ってまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①流動性及び資金の源泉

当連結会計年度における流動比率及び自己資本比率は、それぞれ流動比率が174.7%、自己資本比率が47.8%となりました。

②キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、「第2[事業の状況]1[業績等の概要]（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

③財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末より390,762千円増加して3,228,375千円になりました。流動資産は、442,814千円増加して2,894,175千円になりました。増加の主な要因は取引の増加により売掛金が356,066千円増加したことによるものです。固定資産は、52,052千円減少して334,199千円になりました。減少の主な要因は繰越欠損金に係る繰延税金資産が25,049千円、減損損失の計上によりソフトウェアが15,095千円減少したことによるものです。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末より190,182千円増加して1,683,230千円になりました。流動負債は322,400千円増加して1,656,569千円になりました。増加の主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が返済により52,994千円減少した一方で、取引の増加により買掛金が176,091千円、借入により短期借入金が200,000千円増加したことによるものです。固定負債は132,218千円減少して26,661千円になりました。減少の主な要因は、転換社債型新株予約権付社債が転換により99,000千円、長期借入金が返済により32,750千円減少したことによるものです。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末より200,580千円増加して1,545,144千円になりました。増加の要因は配当金の支払いにより利益剰余金が21,794千円減少したものの、転換社債型新株予約権付社債の転換により資本金と資本準備金が合計で99,000千円、当期純利益123,445千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「(4) 経営戦略の現状と見通し」及び「第2[事業の状況]3[対処すべき課題]」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は87,523千円であります。その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加82,358千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加5,165千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）							従業員数 (人)
			建物	車両 運搬具	工具、 器具及 び備品	ソフト ウェア	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	EC事業	事務所	7,237	673	8,732	159,305	—	1,083	177,032	87 (11)
支社 (大阪府大阪市中央区)	EC事業	事務所	111	—	—	—	—	—	111	9 (—)

- (注) 1. 建物には、本社賃借料（年間44,075千円）及び支社賃借料（年間6,757千円）は含まれておりません。
2. 金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社

平成26年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
株式会社トラスト&グロース	本社 (東京都中央区)	売掛債権保証事業	事務所	1,677	17,730	19,407	19

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員です。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等（平成26年4月30日現在）

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都中央区)	EC事業	WEBアプリケーション開発	65,000	—	自己資本	平成26年5月	平成27年4月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等（平成26年4月30日現在）

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,470,400
計	12,470,400

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成26年4月30日）	提出日現在発行数（株） （平成26年7月30日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,844,600	5,844,600	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株式数 100株
計	5,844,600	5,844,600	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成26年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年7月8日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成26年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,685	1,685
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1、5	505,500	505,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)5	205	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月27日 至 平成31年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2、5	発行価格 205 資本組入額 103	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込に関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、本新株予約権1個当たり金61,500円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (a) 平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円（ただし、上記に準じて取締役会により適切に調整される。）を超過した場合。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株式総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で1株につき300株の割合をもって分割している。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月25日 (注) 1	—	9,081	—	744,900	△496,983	101,316
平成23年5月1日 (注) 2	9,081	18,162	—	744,900	—	101,316
平成25年5月1日 (注) 3	5,430,438	5,448,600	—	744,900	—	101,316
平成25年5月1日～ 平成26年4月30日 (注) 4	396,000	5,844,600	49,500	794,400	49,500	150,816

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 平成23年5月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が9,081株増加しております。

3. 平成25年5月1日付をもって1株を300株に株式分割し、発行済株式総数が5,430,438株増加しております。

4. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	18	26	18	2	2,844	2,910	－
所有株式数 (単元)	－	1,377	3,288	1,479	2,983	84	49,229	58,440	600
所有株式数の 割合（％）	－	2.36	5.63	2.53	5.11	0.14	84.24	100	－

(注) 自己株式46株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
小方 功	東京都品川区	1,803,300	30.85
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	155,900	2.66
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウント (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー)	131,100	2.24
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2丁目1-1 東山ビル	122,500	2.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	116,700	1.99
石井 俊之	東京都中央区	108,800	1.86
今野 智	東京都世田谷区	84,400	1.44
三浦 重康	青森県八戸市	75,500	1.29
安原 幹雄	京都府福知山市	65,000	1.11
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム クライアント アカウント エムピーシーエスジャパン (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTROYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	64,900	1.11
計	—	2,728,100	46.67

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,844,000	58,440	—
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	5,844,600	—	—
総株主の議決権	—	58,440	—

② 【自己株式等】

平成26年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
株式会社ラクーン	東京都中央区日本橋 蛸殻町一丁目14番14 号	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

（注）当社所有の自己株式46株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

①平成23年7月8日取締役会決議

会社法に基づき、平成23年7月8日取締役会決議の時に在任する当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して公正価格にて有償で発行することを平成23年7月8日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 62 子会社取締役 3 子会社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役に対し237,600、当社監査役に対し600、当社従業員に対し207,300、子会社取締役に対し48,000、子会社従業員に対し12,000 合計 505,500 （注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	205 （注）2、3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割をする場合、その他これらの場合に準じて目的株式数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、本新株予約権1個当たり金205円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の譲渡ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 平成25年4月12日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月1日付で1株につき300株の割合をもって分割している。これにより「株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は分割後の数字を記載している。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	46	34,546
当期間における取得自己株式	—	—

（注）当期間における取得自己株式には、平成26年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	46	—	46	—

（注）当期間における保有自己株式数には、平成26年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績を反映した水準で利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として、中間配当することができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が順調に拡大したことから、1株当たり4円25銭の配当金の実施を行うことを決定いたしました。

来期以降の配当予想に関しては現段階では未定であります。今後の事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を図りながら経営成績の推移及び必要資金の状況を勘案しつつ配当を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業規模拡大のための備えとしたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年7月26日 定時株主総会決議	24,839	4.25

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月
最高(円)	260,000	200,000 (注) 2 □77,100	89,800	199,000 (注) 3 □639	993
最低(円)	106,000	97,200 (注) 2 □63,400	42,500	52,000 (注) 3 □581	320

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. □印は、株式分割(平成23年5月1日、1株→2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. □印は、株式分割(平成25年5月1日、1株→300株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年11月	12月	平成26年1月	2月	3月	4月
最高(円)	993	837	905	732	654	570
最低(円)	460	550	548	548	490	457

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	S D 統括本部長	小方 功	昭和38年7月5日生	昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式 会社入社 平成5年9月 ラクーントレードサービス（個人 事業主）創業 平成7年9月 有限会社ラクーントレードサービ ス設立 取締役社長 平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代 表取締役社長 平成25年5月 当社代表取締役社長兼 S D 統括本 部長（現任）	(注) 2	1,803,300
取締役財務担 当副社長	管理部長	今野 智	昭和47年1月25日生	平成6年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ 監査法人）入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所 平成11年1月 東京共同会計事務所入所 平成12年7月 当社財務経理部長 平成12年7月 当社取締役財務経理部長 平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長 平成20年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理 部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トラスト&グロース 社外取締役	(注) 2	84,400
取締役事業開 発担当副社長	P a i d 事業推 進部長	石井 俊之	昭和50年2月1日生	平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成12年3月 当社入社 平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー 平成14年9月 当社 C S 推進部長 平成15年1月 当社セールスマネージメント部長 平成15年7月 当社取締役セールスマネージメン ト部長 平成15年12月 当社取締役事業戦略部長 平成18年5月 当社取締役経営企画室長 平成20年5月 当社取締役社長室長 平成20年7月 当社取締役経営戦略担当副社長兼 社長室長 平成21年5月 当社取締役経営戦略担当副社長兼 事業企画部長 平成22年12月 当社取締役経営戦略担当副社長 平成23年6月 当社取締役事業開発担当副社長 平成26年1月 当社取締役事業開発担当副社長兼 P a i d 事業推進部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トラスト&グロース 社外取締役	(注) 2	108,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	COREC事業 推進部長	阿部 智樹	昭和54年10月21日生	平成13年3月 当社入社 平成16年6月 当社セールスマネージメント部 部長 平成18年5月 当社経営企画室副室長 平成20年5月 当社事業企画部長 平成20年7月 当社取締役事業企画部長 平成21年5月 当社取締役社長室長 平成23年5月 当社取締役リテイルマネジメン ト部長 平成23年6月 当社取締役社長室長 平成24年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本 部長 平成25年5月 当社取締役マーケティング部長 平成26年1月 当社取締役COREC事業推進部 長（現任）	(注) 3	23,000
常勤監査役		佐藤 博	昭和31年11月19日生	昭和57年1月 株式会社UG都市設計(現株式会社 UG都市建築) 入社 昭和58年10月 株式会社ハウザー 入社 昭和61年9月 不動産ニュース株式会社(現アット ホーム株式会社) 入社 平成18年11月 同社 退社 平成20年7月 当社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トラスト&グロース 社外監査役	(注) 4	9,500
監査役		中辻 一剛	昭和46年5月19日生	平成9年10月 監査法人トーマツ（有限責任監 査法人トーマツ）入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成18年7月 勤業衆信會計師事務所（現勤業衆 信聯合會計師事務）台北事務所出 向 平成22年8月 有限責任監査法人トーマツ帰任 平成23年10月 中辻馬口公認会計士事務所設立代 表（現任） 平成23年12月 税理士登録 平成24年7月 当社非常勤監査役（現任）	(注) 4	1,200
監査役		小宮山 澄枝	昭和35年2月20日生	昭和62年4月 弁護士登録 平成18年11月 小宮山澄枝法律事務所開設 同事務所所長（現任） 平成22年6月 株式会社Minoriソリューションズ 監査役 平成24年10月 オリックス債権回収株式会社取締 役（現任） 平成26年7月 当社非常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） 小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役	(注) 5	—
計						2,030,200

(注) 1. 監査役佐藤博、中辻一剛及び小宮山澄枝は、社外監査役であります。

- 平成25年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 平成26年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 平成24年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 平成26年7月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

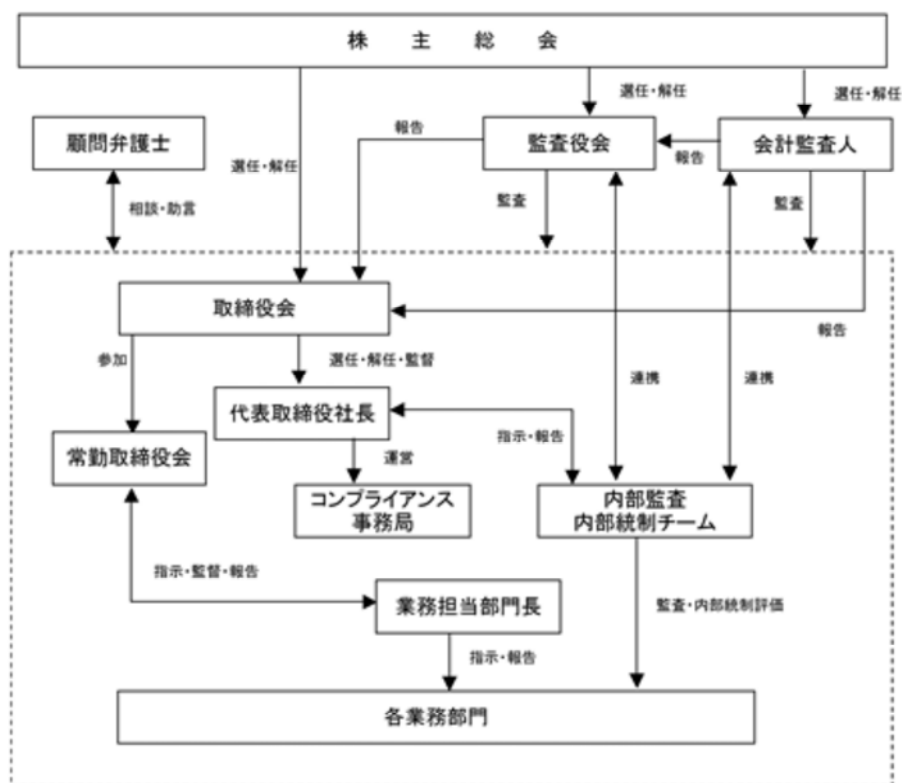
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレートガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー(取引先、従業員等)と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレートガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

①企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由



当社は監査役会制度を採用しております。本報告書提出日現在、取締役会は4名の社内取締役で構成され、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は社外監査役3名によって構成され、うち1名が常勤監査役となっております。常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。なお、当社では、小規模組織であること、適任者がいないことにより社外取締役を設置しておりませんが、取締役会は有効に機能していると考えております。この理由といたしまして、まず、当社の監査役会は、3名全員が社外監査役で構成され高い独立性を有しております。また、常勤監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。常勤監査役は、取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

ロ. 会社の機関の内容

i. 取締役会

取締役会は、本報告書提出日現在、取締役4名、監査役3名により構成されており、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

ii. 監査役会

監査役会は、本報告書提出日現在、監査役3名によって構成されており、定時監査役会を年6回、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

iii. 常勤取締役会

常勤取締役会は、本報告書提出日現在、常勤取締役4名により構成されており、必要に応じて適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未満の経営の重要事項についての審議を行っております。

iv. コンプライアンス事務局

コンプライアンス推進のため、コンプライアンス事務局を設置しております。代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理部法務担当者をコンプライアンス担当事務局としております。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンスマニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

v. 内部統制チーム

内部統制の整備・運用状況の評価のため、内部統制チームを設置しております。評価責任者である代表取締役社長及び取締役財務担当副社長に任命された担当者が内部統制評価基本計画書に基づき、整備と運用評価を実施しております。なお、各担当者は兼務部署の評価は行わないこととしております。

ハ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社の内部統制システムは、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未達の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

②内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された管理部内に設置する内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査に関する責任者は管理部長とし、担当者は、管理部総務人事担当所属員としております。ただし、管理部総務人事担当に対する監査については、担当者は管理部財務経理担当所属員としております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。将来的に専任の内部監査担当者を設置することも積極的に検討する予定です。

監査役会は監査役3名によって構成され、3名全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。常勤監査役につきましては、これまで培ってきたビジネス経験から、多岐にわたる専門的な知識と経験を保有しており、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有しております。

監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会の他、社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

常勤監査役は、内部監査担当者の作成した「内部監査報告書」を随時、閲覧チェックする他、必要に応じて内部監査に同席しております。また、内部統制チームと会計監査人との内部統制の評価結果報告会等に出席し、報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

監査役会と会計監査人とは四半期決算ごとに会合をもち、会計監査の方法及び結果について報告を受ける等、緊密に連絡をとっております。

常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームは検証した内部統制システムの結果を内部統制部門へ随時報告を行っております。報告を受けた内部統制部門は、必要に応じて、常勤監査役、内部監査担当者及び内部統制チームの助言を受けながら、内部統制システムの改善を図っております。

③会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松野雄一郎、永田立の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等8名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

なお、継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。

④社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役の佐藤博氏は、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験や実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はありません。なお、同氏は「5 役員の状況」に記載のとおり当社の株式9,500株を保有しておりますが、重要性はないと判断しており、必要な独立性を有しているものと考えております。従いまして、同氏は東京証券取引所が義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められるため、独立役員に指定しております。

社外監査役の中辻一剛氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツをすでに退社しており、同法人在籍時に当社および当社子会社の監査に従事していませんでした。また、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、資本関係、その他利害関係はありません。なお、同氏は「5 役員の状況」に記載のとおり当社の株式1,200株を保有しておりますが、重要性はないと判断しており、必要な独立性を有しているものと考えております。

社外監査役の小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。当社と同氏の間には、特別な人的関係、その他利害関係はありません。

当社は、社外監査役に対して、専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響をうけずに業務執行を客観的に監査することを期待しております。

なお、当社では社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特段定めてはおりませんが、外部の視点と経験を活かし、企業の健全性を確保、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する観点から監査することを期待して選任しております。

⑤役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	92,268	88,268	—	4,000	—	5
社外役員	10,800	10,800	—	—	—	3

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ．役員ごとの報酬等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬については、株主総会で承認を受けた範囲内で、各取締役及び監査役の報酬額を、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、各取締役の報酬は、従業員の平均年収を参考に、当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮した上で決定しております。

⑥株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役のいずれも100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

⑩取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑪中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	21,000	—	21,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	21,000	—	21,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年5月1日から平成26年4月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	857,245	969,661
売掛金	1,389,530	1,745,596
求償債権	※127,514	※131,905
貯蔵品	413	280
前払費用	34,531	64,960
繰延税金資産	137,472	78,845
その他	7,563	11,016
貸倒引当金	△2,910	△8,090
流動資産合計	2,451,360	2,894,175
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,989	16,989
減価償却累計額	△8,321	△9,640
建物(純額)	8,667	7,349
車両運搬具	2,189	2,189
減価償却累計額	△1,179	△1,515
車両運搬具(純額)	1,010	673
工具、器具及び備品	19,388	21,528
減価償却累計額	△9,126	△10,624
工具、器具及び備品(純額)	10,262	10,903
有形固定資産合計	19,940	18,926
無形固定資産		
ソフトウェア	144,908	177,035
ソフトウェア仮勘定	65,116	17,893
のれん	73,710	63,990
その他	1,194	1,083
無形固定資産合計	284,930	260,003
投資その他の資産		
投資有価証券	12,153	11,790
敷金及び保証金	40,264	39,564
繰延税金資産	28,880	3,831
その他	83	83
投資その他の資産合計	81,381	55,269
固定資産合計	386,251	334,199
資産合計	2,837,612	3,228,375

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (平成26年 4 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1, 009, 253	1, 185, 344
短期借入金	—	200, 000
1年内返済予定の長期借入金	85, 744	32, 750
未払金	46, 076	49, 805
未払法人税等	18, 916	18, 284
保証履行引当金	33, 660	19, 999
賞与引当金	29, 068	36, 083
役員賞与引当金	7, 000	8, 000
販売促進引当金	17, 330	18, 360
その他	87, 120	87, 940
流動負債合計	1, 334, 168	1, 656, 569
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99, 000	—
長期借入金	52, 750	20, 000
資産除去債務	1, 715	1, 738
その他	5, 414	4, 923
固定負債合計	158, 880	26, 661
負債合計	1, 493, 048	1, 683, 230
純資産の部		
株主資本		
資本金	744, 900	794, 400
資本剰余金	132, 372	181, 872
利益剰余金	465, 294	566, 945
自己株式	—	△34
株主資本合計	1, 342, 566	1, 543, 183
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	724	761
その他の包括利益累計額合計	724	761
新株予約権	1, 273	1, 199
純資産合計	1, 344, 564	1, 545, 144
負債純資産合計	2, 837, 612	3, 228, 375

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
売上高	9,790,409	10,245,159
売上原価	8,151,304	8,475,020
売上総利益	1,639,105	1,770,138
販売費及び一般管理費	※1 1,457,867	※1 1,522,494
営業利益	181,238	247,644
営業外収益		
受取利息	167	164
受取配当金	641	586
受取手数料	6,496	5,379
雑収入	1,265	1,531
営業外収益合計	8,570	7,661
営業外費用		
支払利息	3,443	1,757
社債利息	7,425	3,531
支払手数料	1,006	999
雑損失	1,376	388
営業外費用合計	13,251	6,677
経常利益	176,557	248,629
特別損失		
本社移転費用	32,887	-
減損損失	※2 9,889	※2 17,222
特別損失合計	42,776	17,222
税金等調整前当期純利益	133,781	231,407
法人税、住民税及び事業税	14,414	23,885
法人税等調整額	△14,572	84,076
法人税等合計	△158	107,961
少数株主損益調整前当期純利益	133,939	123,445
当期純利益	133,939	123,445

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月 30 日)
少数株主損益調整前当期純利益	133,939	123,445
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,606	37
その他の包括利益合計	※1,606	※37
包括利益	135,546	123,483
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	135,546	123,483
少数株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	744,900	132,372	349,516	－	1,226,788	△882	△882	1,292	1,227,198
当期変動額									
新株の発行									－
剰余金の配当			△18,162		△18,162				△18,162
当期純利益			133,939		133,939				133,939
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						1,606	1,606	△19	1,587
当期変動額合計	－	－	115,777	－	115,777	1,606	1,606	△19	117,365
当期末残高	744,900	132,372	465,294	－	1,342,566	724	724	1,273	1,344,564

当連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	744,900	132,372	465,294	－	1,342,566	724	724	1,273	1,344,564
当期変動額									
新株の発行	49,500	49,500			99,000				99,000
剰余金の配当			△21,794		△21,794				△21,794
当期純利益			123,445		123,445				123,445
自己株式の取得				△34	△34				△34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						37	37	△74	△36
当期変動額合計	49,500	49,500	101,651	△34	200,616	37	37	△74	200,580
当期末残高	794,400	181,872	566,945	△34	1,543,183	761	761	1,199	1,545,144

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	133,781	231,407
減価償却費	69,203	84,575
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△6,838	5,180
保証履行引当金増減額 (△は減少)	9,946	△13,660
受取利息及び受取配当金	△808	△750
支払利息及び社債利息	10,868	5,289
減損損失	9,889	17,222
移転費用	32,887	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△167,005	△356,066
求償債権の増減額 (△は増加)	△415	△4,390
たな卸資産の増減額 (△は増加)	672	133
仕入債務の増減額 (△は減少)	217,621	176,091
前受金の増減額 (△は減少)	9,537	△1,856
前払費用の増減額 (△は増加)	659	△30,428
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△200	5,414
その他	2,423	8,140
小計	322,221	126,300
利息及び配当金の受取額	808	750
利息の支払額	△10,743	△7,056
移転費用の支払額	△30,631	—
法人税等の支払額	△4,135	△24,827
法人税等の還付額	24,191	812
営業活動によるキャッシュ・フロー	301,711	95,980
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,740	△5,165
無形固定資産の取得による支出	△101,599	△71,041
資産除去債務の履行による支出	△1,675	—
敷金の差入による支出	△32,391	△2
敷金の回収による収入	49,731	—
差入保証金の差入による支出	△270	△318
差入保証金の回収による収入	—	1,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98,943	△75,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△162,274	△85,744
配当金の支払額	△18,162	△21,794
自己株式の取得による支出	—	△34
その他	△791	△791
財務活動によるキャッシュ・フロー	△181,227	91,635
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	21,540	112,108
現金及び現金同等物の期首残高	834,726	856,266
現金及び現金同等物の期末残高	※856,266	※968,375

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社トラスト&グロース

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

③ 求償債権引当金

求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑥ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については、10年間の定額法により償却を行なっております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた42,095千円は、「前払費用」34,531千円、「その他」7,563千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 資産から直接控除した求償債権引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
求償債権	176,204千円	167,246千円

2 保証債務

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証引受を行っており、下記保証債務残高は当社が提携している保証枠の金額を記載しております。

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
保証債務残高	3,689,458千円	3,927,362千円
保証履行引当金	△33,660	△19,999
計	3,655,798	3,907,363

なお、上記保証債務残高について、当連結会計年度においては連結グループ内の保証残高を除いて記載しており、前連結会計年度においては連結グループ内の保証残高を含めて記載しております。

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
連結グループ内の保証残高を除く	3,087,371千円	3,927,362千円
連結グループ内の保証残高を含む	3,689,458	4,688,725

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	600,000千円	700,000千円
借入実行残高	—	200,000
差引額	600,000	500,000

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
広告宣伝費	76,763千円	67,026千円
販売促進費	88,332	98,833
販売促進引当金繰入額	17,330	18,360
決済手数料	83,026	76,780
役員報酬	115,623	121,001
給与手当	512,580	502,183
賞与引当金繰入額	29,261	36,083
役員賞与引当金繰入額	7,000	8,000
貸倒引当金繰入額	△923	6,496

※ 2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)

場所	用途	種類	減損損失
本社	EC事業	ソフトウェア	9,889千円

当社グループは、原則として減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づき資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、サイトの利便性の向上を目的とした戦略の見直しに伴い一部ソフトウェアの使用停止が決定されたことから、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発したソフトウェアであり、売却や転用が困難であるため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)

場所	用途	種類	減損損失
本社	EC事業	ソフトウェア	17,222千円

当社グループは、減損損失の算定にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位として、事業単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるソフトウェアについて、減損損失を認識しております。また、当該資産は自社で開発した売却や転用が困難なソフトウェアであるため、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,007千円	37千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	2,007	37
税効果額	△400	—
その他有価証券評価差額金	1,606	37
その他の包括利益合計	1,606	37

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,162	—	—	18,162
合計	18,162	—	—	18,162

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債 (平成22年12月6日発 行)	普通株式	1,320	—	—	1,320	—
	平成23年第3回新株予 約権(注)	普通株式	1,816	—	27	1,789	1,273
合計		—	3,136	—	27	3,109	1,273

(注) 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年7月28日 定時株主総会	普通株式	18,162	1,000	平成24年4月30日	平成24年7月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年7月27日 定時株主総会	普通株式	21,794	利益剰余金	1,200	平成25年4月30日	平成25年7月29日

(注) 当社は、平成25年5月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	18,162	5,826,438	—	5,844,600
合計	18,162	5,826,438	—	5,844,600
自己株式				
普通株式（注）2	—	46	—	46
合計	—	46	—	46

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加5,826,438株の内訳は、以下のとおりであります。

平成25年 5 月 1 日付の株式分割（1株につき300株）による増加 5,430,438株

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行 396,000株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加46株は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債 （平成22年12月6日発 行）（注）1, 2	普通株式	1,320	394,680	396,000	—	—
	平成23年第3回新株予 約権（注）1, 3	普通株式	1,789	534,911	31,200	505,500	1,199
合計		—	3,109	929,591	427,200	505,500	1,199

（注）1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の増加は、平成25年 5 月 1 日付の株式分割（1株につき300株）によるものであります。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度の減少は、権利行使によるものであります。

3. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年 7 月27日 定時株主総会	普通株式	21,794	1,200	平成25年 4 月30日	平成25年 7 月29日

（注）当社は、平成25年 5 月 1 日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年 7 月26日 定時株主総会	普通株式	24,839	利益剰余金	4.25	平成26年 4 月30日	平成26年 7 月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月 30 日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月 30 日)
現金及び預金勘定 別段預金	857,245千円 △978	969,661千円 △1,285
現金及び現金同等物	856,266	968,375

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後2年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成25年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	857,245	857,245	—
(2) 売掛金	1,389,530		
貸倒引当金 (※1)	△2,910		
	1,386,619	1,386,619	—
(3) 求償債権	27,514	27,514	—
(4) 投資有価証券	12,153	12,153	—
(5) 敷金及び保証金	40,264	35,767	△4,497
資産計	2,323,797	2,319,300	△4,497
(1) 買掛金	1,009,253	1,009,253	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 未払金	46,076	46,076	—
(4) 未払法人税等	18,916	18,916	—
(5) 長期借入金 (※2)	138,494	138,633	139
(6) 転換社債型新株予約権付社債	99,000	98,081	△918
負債計	1,311,739	1,310,960	△779

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金と合計して表示しております。

当連結会計年度（平成26年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	969,661	969,661	—
(2) 売掛金	1,745,596		
貸倒引当金 (※1)	△8,090		
	1,737,506	1,737,506	—
(3) 求償債権	31,905	31,905	—
(4) 投資有価証券	11,790	11,790	—
(5) 敷金及び保証金	39,564	35,778	△3,786
資産計	2,790,427	2,786,640	△3,786
(1) 買掛金	1,185,344	1,185,344	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払金	49,805	49,805	—
(4) 未払法人税等	18,284	18,284	—
(5) 長期借入金 (※2)	52,750	52,781	31
(6) 転換社債型新株予約権付社債	—	—	—
負債計	1,506,185	1,506,217	31

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積り、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
保証債務	3,689,458	3,927,362

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成25年4月30日）

	1年以内（千円）
(1) 現金及び預金	857,245
(2) 売掛金	1,389,530

(注) 求償債権27,514千円、敷金及び保証金40,264千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

当連結会計年度（平成26年4月30日）

	1年以内（千円）
(1) 現金及び預金	969,661
(2) 売掛金	1,745,596

（注）求償債権31,905千円、敷金及び保証金39,564千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 長期借入金、転換社債型新株予約権付社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）
短期借入金	—	—	—	—	—
長期借入金	85,744	32,750	20,000	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	—	99,000	—	—
合計	85,744	32,750	119,000	—	—

当連結会計年度（平成26年4月30日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）
短期借入金	200,000	—	—	—	—
長期借入金	32,750	20,000	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	—	—	—	—
合計	232,750	20,000	—	—	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成25年4月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,153	11,028	1,125
合計		12,153	11,028	1,125

当連結会計年度（平成26年4月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,790	11,028	761
合計		11,790	11,028	761

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション等に係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
現金及び預金	—	—

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
雑収入	19	74

3. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	平成23年 第3回 新株予約権 (注) 1
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 76名 子会社取締役 3名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプション等の数	普通株式 546,000株
付与日	平成23年7月27日
新株予約権の行使条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成23年7月27日 至 平成31年7月26日

(注) 1. 対価として、現金及び預金1,295千円を取得しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年 5 月 1 日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

(イ) 新株予約権者は、以下の(a)および(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができます。

(a) 平成25年 4 月30日以降に終了する 5 連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円（ただし、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (2) [新株予約権等の状況] 会社法に基づき発行した新株予約権 (注) 2」に準じて取締役会により適切に調整される。）を超過した場合。

(ロ) 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降本新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りはない。

(ハ) 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし本号本文による承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

- (ニ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ホ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年4月期）において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプション等の数

	平成23年 第3回 新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	536,700
付与	—
失効	31,200
権利確定	—
未確定残	505,500

（注）平成25年5月1日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成23年 第3回 新株予約権
権利行使価格（円）	205
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価 単価（円）	—

（注）平成25年5月1日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
繰延税金資産（流動）		
未払事業税等	3,223千円	3,170千円
賞与引当金	11,048	12,860
未払費用否認	8,484	7,756
販売促進引当金	6,587	6,543
保証履行引当金	12,794	8,765
一括償却資産	153	220
貸倒引当金	1,106	1,245
求償債権引当金	21,931	18,672
未払家賃	1,614	801
貸倒損失	12	11
繰越欠損金	70,527	18,786
その他	4	18
繰延税金資産（流動）小計	137,488	78,852
評価性引当額	—	—
繰延税金資産（流動）合計	137,488	78,852
繰延税金負債（流動）		
その他	16	6
繰延税金負債（流動）合計	16	6
繰延税金資産（流動）の純額	137,472	78,845
繰延税金資産（固定）		
減価償却超過額	6,076	6,816
一括償却資産	55	195
投資有価証券評価損	3,009	2,926
資産除去債務	652	619
未払家賃	850	—
繰越欠損金	22,850	—
その他	8	52
繰延税金資産（固定）小計	33,502	10,610
評価性引当額	△4,062	△6,293
繰延税金資産（固定）合計	29,440	4,316
繰延税金負債（固定）		
資産除去債務に対応する除去費用	559	485
繰延税金負債（固定）合計	559	485
繰延税金資産（固定）の純額	28,880	3,831

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当連結会計年度 (平成26年4月30日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.72	2.09
住民税均等割	3.40	2.06
税制改正による影響	△0.01	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.39	2.31
連結修正による影響	1.73	1.23
評価性引当額	△50.72	1.17
その他	2.36	△0.22
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.12	46.65

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,333千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、本社にサービス別の事業本部及び子会社を置き、各事業本部及び子会社は、サービスの向上に努めながら、売上及び利益の拡大を図り、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」及び「売掛債権保証事業」の2つを報告セグメントとしております。

「EC事業」は、企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を中心に、「売掛債権保証事業」は、企業の取引先に対する売掛債権を保証するサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	EC事業	売掛債権 保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,490,961	299,448	9,790,409	—	9,790,409
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	123,492	123,492	△123,492	—
計	9,490,961	422,940	9,913,902	△123,492	9,790,409
セグメント利益	125,910	35,748	161,658	19,579	181,238
セグメント資産	2,640,987	450,342	3,091,330	△253,717	2,837,612
セグメント負債	1,422,715	89,501	1,512,217	△19,168	1,493,048
その他の項目					
減価償却費	57,366	2,146	59,483	—	59,483
のれんの償却額	—	9,720	9,720	—	9,720
特別損失	42,073	702	42,776	—	42,776
(減損損失)	(9,889)	—	(9,889)	—	(9,889)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	110,598	5,216	115,815	—	115,815

(注) 1. セグメント利益の調整額19,579千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。

4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

当連結会計年度（自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 （注 1）	連結 財務諸表 計上額 （注 2）
	EC事業	売掛債権 保証事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,878,686	366,472	10,245,159	-	10,245,159
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	135,462	135,462	△135,462	-
計	9,878,686	501,935	10,380,621	△135,462	10,245,159
セグメント利益	142,048	71,726	213,775	33,869	247,644
セグメント資産	3,001,065	495,559	3,496,625	△268,249	3,228,375
セグメント負債	1,621,075	88,395	1,709,471	△26,240	1,683,230
その他の項目					
減価償却費	69,864	4,990	74,855	-	74,855
のれんの償却額	-	9,720	9,720	-	9,720
特別損失	17,222	-	17,222	-	17,222
（減損損失）	(17,222)	-	(17,222)	-	(17,222)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	72,285	15,238	87,523	-	87,523

- （注） 1. セグメント利益の調整額33,869千円は、セグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。
3. セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整をおこなっております。
4. セグメント負債は、連結貸借対照表の負債合計と調整をおこなっております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分がセグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

(単位：千円)

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
当期償却額	—	9,720	9,720
当期末残高	—	73,710	73,710

当連結会計年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

(単位：千円)

	EC事業	売掛債権保証事業	合計
当期償却額	—	9,720	9,720
当期末残高	—	63,990	63,990

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
1株当たり純資産額	246.54円	264.17円
1株当たり当期純利益金額	24.58円	21.82円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	23.70円	21.50円

- (注) 1. 当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	133,939	123,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	133,939	123,445
普通株式の期中平均株式数(株)	5,448,600	5,656,888
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	4,602	2,188
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(4,602)	(2,188)
普通株式増加数(株)	396,000	187,693
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(396,000)	(187,693)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成23年7月8日 第3回新株予約権1,789個	平成23年7月8日 第3回新株予約権1,685個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱ラクーン	第1回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	平成年月日 22.12.6	99,000	—	7.5	なし	平成年月日 27.12.5
合計	—	—	99,000	—	—	—	—

(注) 1. 償還期限については、当社の発行時における償還期限を記載しております。

2. 当連結会計年度中に新株予約権はすべて行使されおります。新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	250
発行価額の総額 (千円)	99,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	99,000
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月6日 至 平成27年12月5日

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

3. 当連結会計年度末において社債の残高が存在しないため償還予定額は記載しておりません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	200,000	1.305	—
1年以内に返済予定の長期借入金	85,744	32,750	1.572	—
1年以内に返済予定のリース債務	791	791	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	52,750	20,000	1.595	平成27～28年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,714	923	—	平成28年6月
その他有利子負債	—	—	—	—
計	140,999	254,464	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,000	—	—	—
リース債務	791	131	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定より記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2, 446, 302	4, 919, 945	7, 601, 524	10, 245, 159
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	37, 508	93, 686	182, 496	231, 407
四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	20, 407	69, 530	106, 022	123, 445
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	3. 75	12. 71	18. 94	21. 82

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	3. 75	8. 94	6. 24	2. 98

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	553,453	636,235
売掛金	1,384,242	1,740,533
貯蔵品	300	172
前払費用	8,065	9,148
繰延税金資産	86,512	40,650
その他	※14,913	※17,918
貸倒引当金	△2,910	△3,494
流動資産合計	2,034,577	2,431,164
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,667	7,349
車両運搬具	1,010	673
工具、器具及び備品	8,806	8,732
有形固定資産合計	18,484	16,755
無形固定資産		
特許出願権等	807	696
ソフトウェア	136,710	159,305
ソフトウェア仮勘定	65,116	17,893
その他	387	387
無形固定資産合計	203,021	178,282
投資その他の資産		
関係会社株式	320,877	320,877
投資有価証券	12,153	11,790
敷金及び保証金	39,394	38,396
繰延税金資産	12,396	3,716
その他	83	83
投資その他の資産合計	384,904	374,863
固定資産合計	606,409	569,901
資産合計	2,640,987	3,001,065

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,009,253	1,185,344
短期借入金	—	200,000
1年内返済予定の長期借入金	85,744	32,750
未払金	※1 59,565	※1 65,401
未払費用	16,181	11,797
未払法人税等	15,798	13,682
未払消費税等	14,627	20,041
賞与引当金	22,911	24,449
役員賞与引当金	7,000	4,000
販売促進引当金	17,330	18,360
前受金	8,132	10,963
預り金	5,004	5,222
その他	2,285	2,400
流動負債合計	1,263,835	1,594,414
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	99,000	—
長期借入金	52,750	20,000
資産除去債務	1,715	1,738
その他	5,414	4,923
固定負債合計	158,880	26,661
負債合計	1,422,715	1,621,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	794,400
資本剰余金		
資本準備金	101,316	150,816
その他資本剰余金	31,055	31,055
資本剰余金合計	132,372	181,872
利益剰余金		
利益準備金	4,767	6,946
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	334,234	394,843
利益剰余金合計	339,002	401,790
自己株式	—	△34
株主資本合計	1,216,274	1,378,028
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	724	761
評価・換算差額等合計	724	761
新株予約権	1,273	1,199
純資産合計	1,218,272	1,379,990
負債純資産合計	2,640,987	3,001,065

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	当事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
売上高	9,490,961	9,878,686
売上原価	8,007,968	8,352,385
売上総利益	1,482,992	1,526,300
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,357,082	※1, ※2 1,384,252
営業利益	125,910	142,048
営業外収益		
受取利息	159	148
受取配当金	641	586
受取手数料	5,496	5,379
経営指導料	※1 25,650	※1 31,609
雑収入	※1 331	618
営業外収益合計	32,278	38,342
営業外費用		
支払利息	3,443	1,757
社債利息	7,425	3,531
支払手数料	1,006	999
雑損失	1,157	388
営業外費用合計	13,032	6,677
経常利益	145,156	173,714
特別損失		
本社移転費用	32,184	—
減損損失	9,889	17,222
特別損失合計	42,073	17,222
税引前当期純利益	103,082	156,492
法人税、住民税及び事業税	13,103	16,966
法人税等調整額	△35,778	54,942
法人税等合計	△22,674	71,909
当期純利益	125,757	84,582

【売上原価明細書】

(EC事業売上原価)

		前事業年度 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成25年 4 月30日)		当事業年度 (自 平成25年 5 月 1 日 至 平成26年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
商品仕入高		7,984,297	99.7	8,312,980	99.5
その他売上原価		23,671	0.3	39,405	0.5
EC事業売上原価		8,007,968	100.0	8,352,385	100.0

(注) その他売上原価は、EC事業に係る決済手数料等であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	744,900	101,316	31,055	132,372	2,951	228,455	231,406
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当					1,816	△19,978	△18,162
当期純利益						125,757	125,757
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,816	105,779	107,595
当期末残高	744,900	101,316	31,055	132,372	4,767	334,234	339,002

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	1,108,678	△882	△882	1,292	1,109,089
当期変動額						
新株の発行						—
剰余金の配当		△18,162				△18,162
当期純利益		125,757				125,757
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,606	1,606	△19	1,587
当期変動額合計	—	107,595	1,606	1,606	△19	109,183
当期末残高	—	1,216,274	724	724	1,273	1,218,272

当事業年度（自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	744,900	101,316	31,055	132,372	4,767	334,234	339,002
当期変動額							
新株の発行	49,500	49,500		49,500			
剰余金の配当					2,179	△23,973	△21,794
当期純利益						84,582	84,582
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	49,500	49,500	—	49,500	2,179	60,608	62,788
当期末残高	794,400	150,816	31,055	181,872	6,946	394,843	401,790

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	1,216,274	724	724	1,273	1,218,272
当期変動額						
新株の発行		99,000				99,000
剰余金の配当		△21,794				△21,794
当期純利益		84,582				84,582
自己株式の取得	△34	△34				△34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			37	37	△74	△36
当期変動額合計	△34	161,753	37	37	△74	161,717
当期末残高	△34	1,378,028	761	761	1,199	1,379,990

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～15年

車両運搬具…………… 2～6年

工具、器具及び備品…………… 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
短期金銭債権	2,835千円	2,808千円
短期金銭債務	16,333	18,836

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	600,000千円	700,000千円
借入実行残高	—	200,000
差引額	600,000	500,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
営業取引による取引高		
販売費及び一般管理費	119,974千円	142,522千円
営業取引以外の取引による取引高	25,662	31,609

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度28%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度72%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日)	当事業年度 (自 平成25年5月1日 至 平成26年4月30日)
広告宣伝費	68,337千円	57,276千円
販売促進費	87,612	97,711
販売促進引当金繰入額	17,330	18,360
配送料	4,352	25,817
決済手数料	188,534	187,123
役員報酬	87,284	99,068
給与手当	434,970	411,883
賞与引当金繰入額	22,911	24,449
役員賞与引当金繰入額	7,000	4,000
貸倒引当金繰入額	△729	1,900
減価償却費	57,336	69,864
地代家賃	59,611	51,381

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は320,877千円、前事業年度の貸借対照表計上額は320,877千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
繰延税金資産（流動）		
未払事業税等	2,500千円	2,563千円
賞与引当金	8,708	8,713
未払費用否認	8,183	7,216
販売促進引当金	6,587	6,543
一括償却資産	23	111
貸倒引当金	1,106	1,245
未払家賃	1,614	801
貸倒損失	12	11
繰越欠損金	57,775	13,442
繰延税金資産（流動）小計	86,512	40,650
評価性引当額	—	—
繰延税金資産（流動）合計	86,512	40,650
繰延税金負債（流動）		
評価性引当額	—	—
繰延税金負債（流動）合計	—	—
繰延税金資産（流動）の純額	86,512	40,650
繰延税金資産（固定）		
減価償却超過額	6,076	6,816
一括償却資産	—	111
投資有価証券評価損	3,009	2,926
資産除去債務	652	619
未払家賃	850	—
繰越欠損金	6,430	—
繰延税金資産（固定）小計	17,018	10,474
評価性引当額	△4,062	△6,272
繰延税金資産（固定）合計	12,956	4,202
繰延税金負債（固定）		
資産除去債務に対応する除去費用	559	485
繰延税金負債（固定）合計	559	485
繰延税金資産（固定）の純額	12,396	3,716

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当事業年度 (平成26年4月30日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.17	1.84
住民税均等割	3.67	2.42
税制改正による影響	△0.01	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.79
評価性引当額	△65.82	1.72
その他	△1.02	0.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.00	45.95

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,793千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	8,667	—	—	1,318	7,349	9,640
	車両運搬具	1,010	—	—	336	673	1,515
	工具、器具及び備品	8,806	3,544	154	3,463	8,732	8,469
	計	18,484	3,544	154	5,118	16,755	19,625
無形固定資産	特許出願権等	807	—	—	110	696	—
	ソフトウェア	136,710	104,647	17,417 (17,222)	64,635	159,305	—
	ソフトウェア仮勘定	65,116	68,241	115,464	—	17,893	—
	その他	387	—	—	—	387	—
	計	203,021	172,889	132,881 (17,222)	64,746	178,282	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. ソフトウェア仮勘定は自社開発システム中の仕掛勘定であり、完成後、運用開始時点でソフトウェアに振り替えております。

3. 当期増加の主な内訳

工具、器具及び備品	サーバー	1,420千円
ソフトウェア	会計システム	57,372千円
ソフトウェア仮勘定	クラウド型受発注システムの構築	35,050千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,910	2,563	1,979	3,494
賞与引当金	22,911	24,449	22,911	24,449
役員賞与引当金	7,000	4,000	7,000	4,000
販売促進引当金	17,330	18,360	17,330	18,360

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.raccoon.ne.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第17期）（自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日）平成25年7月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年7月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第18期第1四半期）（自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日）平成25年9月13日関東財務局長に提出

（第18期第2四半期）（自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日）平成25年12月13日関東財務局長に提出

（第18期第3四半期）（自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日）平成26年3月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成26年 7 月25日

株 式 会 社 ラ ク ー ン
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 永 田 立 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の平成26年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ラクーンの平成26年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ラクーンが平成26年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 7 月25日

株 式 会 社 ラ ク ー ン
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 松 野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 永 田 立 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成26年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。